

お知らせ版



6/15
2011

No.223

棚倉町役場
企画情報課
☎33-2112

白河税務署からのお知らせ

東日本大震災により住宅等に被害を受けた方の所得税の申告について

東日本大震災により、住宅や家財などの生活に必要な資産に被害を受けた場合は、所得税の申告において一定の基準により計算した損害金額を所得控除（雑損控除）として、所得から控除するなどの軽減等を受けられる場合があります。

申告は平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択することができます。また、その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間繰り越して、各年の所得金額から控除できることとされました。

平成22年分として申告する場合

- ①すでに確定申告をしている方・・・更正の請求の手続きをする。
- ②確定申告をしていない方・・・確定申告をする。



平成23年分として申告する場合

平成23年分の確定申告となりますので、来年申告することになります。

《確定申告に準備していただく書類》

- ①被害を受けた資産の取得時期や取得価格が分かるもの
- ②被害を受けた資産の復旧に要した費用等の領収書など
- ③損害を受けたことにより、保険金等を受け取った場合には、金額が分かる明細書など
- ④り災証明書（写しでも可）
- ⑤所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの
- ⑥平成22年分の確定申告を済んでいる方は、その確定申告書の控え
- ⑦印鑑

※「り災証明書」は、役場税務課で発行しています。5月1日の広報たなぐらを参照してください。なお、既に他の用途で「り災証明書」の発行を受けている方は、再発行が可能ですので、税務課窓口へお申し出ください。

※税務署では、予約制により個別相談を実施しております。ご希望の方は、あらかじめ電話等でご予約をお願いいたします。

白河税務署〔予約電話番号〕☎0248-22-7111（代表）⇒音声案内に従い「2」番を選択

飲食物摂取にかかる基準値について

国の飲食物摂取にかかる基準値は右表のとおりです。

棚倉町における飲食物については、6月8日(水)現在、摂取・出荷制限となっているものはありません。

なお、最新の摂取・出荷制限の情報については、町ホームページをご覧ください。
(<http://www.town.tanagura.fukushima.jp/>)

▶お問い合わせ

住民課 ☎33-2116

上下水道課 ☎33-2119（飲料水に関すること）

◇飲食物摂取にかかる基準値 単位:Bq(ベクレル)/kg

飲 食 物	放 射 性 物 質	基 準 値
飲 料 水	放射性ヨウ素	300
	放射性セシウム	200
牛乳・乳製品	放射性ヨウ素	300
	放射性セシウム	200
野 菜 類 (根菜、芋類を除く)	放射性ヨウ素	2,000
	放射性セシウム	500
穀 物	放射性ヨウ素	—
	放射性セシウム	500
肉・卵・魚・その他	放射性ヨウ素	—
	放射性セシウム	500
乳幼児に関する飲食物	放射性ヨウ素	100
	放射性セシウム	100

*「穀物」、「肉・卵・魚・その他」については、放射性ヨウ素の半減期が短く、食品中への蓄積や人体への移行の程度が小さいため、基準値がありません。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービスについて

布団や毛布などの寝具類を干したり、洗濯したりすることが困難な方に対して、衛生を保つための洗濯及び乾燥消毒のサービスを行います。

- ▶対象者 ①65歳以上の人暮らしで、寝具類の衛生管理が困難な方
 ②高齢者（65歳以上）のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方
 ③身体障がい者等（身体が不自由な方）で、寝具類の衛生管理が困難な方（家族により衛生管理が行われている方は除きます。）

- ▶方法 一人につき、下記の品物を3点まで申し込みます。
 ただし、羽毛布団・羊毛布団を申し込みの方は、その他のもの1点の併せて2点までとなります。

**掛け布団・敷き布団・毛布・二重毛布・丹前・羽毛布団・羊毛布団・かい巻き・肌掛け
 （座布団、こたつ布団等は、該当しません。）**

[例] 掛け布団、敷き布団、二重毛布の3点
 羽毛布団、二重毛布の2点
 羊毛布団、二重毛布の2点 } までが限度となります。

- ▶実施日 回 収…7月22日(金)
 受け渡し…7月29日(金)

- ▶料金 経費の3割

- ▶申込方法 申請が必要ですので保健福祉センター、地域包括支援センター、担当ケアマネージャー、または民生委員へお申し込みください。

- ▶申込期限 7月15日(金)

- ▶その他 替え布団が無い方については無料で布団を貸し出しますので、併せてお申し込みください。

- ▶お問い合わせ 健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

がんばろう福島 がんばろう棚倉 棚倉町・川越市交流チャリティ ゴルフ大会開催のお知らせ

姉妹都市である川越市との交流と災害復興のための善意を募る大会を開催いたします。本大会で寄せられた善意は、棚倉町へ寄付されます。

- ▶開催日 7月17日(日)
 ▶場所 棚倉田舎俱楽部
 ▶対象者 町民及び町内在勤者
 ▶募集人数 140名
 ▶受付期限 7月3日(日)
 (定員になり次第締め切ります。)

- ▶参加費 10,000円
 (寄付金、参加費、乗用カートセルフプレー費、昼食・ワンドリンク付)

- ▶競技方法 新ペリア方式・18ホールストロークプレー

- ▶主催 棚倉町民ゴルフ大会 実行委員会

- ▶共催 棚倉町 棚倉田舎俱楽部

- ▶お問い合わせ・お申し込み 棚倉田舎俱楽部 ☎33-3191



家屋を取り壊したときは届出を

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、町税務課に届出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有する建物に課税されます。平成23年中に家屋を取り壊した場合、届出があれば、新年度から固定資産税が課税されません。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。

*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

- ▶お問い合わせ 税務課 固定資産係 ☎33-2118

設置していますか？住宅用火災警報器

消防法により、今年の6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。原則として、寝室と階段に設置が必要です。

火災から大切な命を守るために、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。

- ▶お問い合わせ 棚倉消防署 ☎33-4522



▲住宅用火災警報器

第5回市町村対抗福島県 軟式野球大会選手募集

棚倉町の選手を募集します。希望者は棚倉町総合体育館までお申し込みください。

▶募集期限

7月15日(金) 午後5時まで

▶参加条件

平成23年4月1日現在、棚倉町に住所を有している社会人、また、町外在住者でも棚倉中学校卒業であれば申込可能です。

▶その他

本大会は選手選考会を行います。

▶お問い合わせ

町総合体育館 ☎33-3160



「はかり」の検査を行います

商店、工場、事業所及び官公庁等で、取引上・証明上の計量に使用している「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査が義務付けられています。

平成21年9月以降に新たに「はかり」を取得して取引・証明行為に使用している事業所の方は、商工農林課へご連絡ください。

▶実施方法・時期

①所在場所検査（県計量協会から通知）

小型…7月上旬

大型…9月下旬

②集合検査（詳細は後日町から通知）

9月8日(木)・9日(金)

▶お問い合わせ

商工農林課 商工観光係 ☎33-2113



福島県高齢者総合相談センターのお知らせ

高齢者やその家族が抱えている心配ごとや悩みごとの相談を電話、来所、手紙、メールでお受けしています。一般の悩みごと相談は月～金曜日の午前9時から午後5時まで、年金・法律・税金の専門相談は予約制です。巡回相談会も実施していますので、日時など詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

▶お問い合わせ・ご相談

福島県社会福祉協議会 いきいき長寿課内
(福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター3階)

☎024-524-2225

Eメール choju@fukushimakenshakyo.or.jp

生涯学習講演会の開催について ～輝く未来へステップアップ～

激動する社会の中で、大切にしたいもの、次代に引き継ぐべきもの、忘れないこと。多くの法律相談を受け、TV等さまざまな世界を見ている住田裕子さんが、皆様に元気になるメッセージをおくります！

▶開催日時 7月9日(土)
午後1時30分



▶会場 町文化センター

▶入場料 無料

▶主催

京セラ労働組合棚倉支部

▶共催

棚倉町教育委員会

講師：弁護士
すみたひろこ
住田裕子さん
「行列のできる法律相談所」にレギュラー出演中

▶お問い合わせ

生涯学習課（町文化センター内）

☎33-0111

しあわせ金婚夫婦表彰

▶表彰を受けられる金婚夫婦

昭和36年に結婚し金婚50年を迎えた夫婦（また、前回までに自己申告の手続きをしなかった金婚夫婦も受け付けます。）

▶お申し込み

該当者は所定の用紙に必要事項を記入のうえ、棚倉町老人クラブ連合会事務局（町保健福祉センター内）に自己申告してください。

（用紙は老人クラブのほか、福島民報本社・支社・支局・福島民報販売店にもあります。）

▶受付期限

7月20日(木)まで



▶お問い合わせ

棚倉町老人クラブ連合会事務局 ☎33-2623

福島民報社事業部 ☎024-531-4171

平成23年度教科書展示会のお知らせ

保護者や地域住民の方などを対象に、教科書の展示会を開催します。

▶期間 6月17日(金)～6月30日(木)

▶会場 町文化センター 1階陶芸室

▶閲覧時間

火曜日～金曜日：午前9時～午後5時

土・日及び最終日：午前9時～午後4時

※月曜日は休館

▶お問い合わせ 教育総務課 ☎33-7881

狂犬病の予防注射について

飼い犬の年1回の狂犬病予防注射は、法令で義務付けられています。室内外犬を問わず、全ての飼い犬が対象です。

5月18日から21日にかけて実施しました「狂犬病予防定期集合注射」において注射を受けなかった犬の飼い主の方は、最寄りの動物病院で予防注射を受けさせてください。なお、予防注射を受けた場合は、必ず「狂犬病予防注射証明書」を住民課に持参のうえ、「平成23年度狂犬病予防注射済票」(交付手数料550円)の交付を受けてください。

▶お問い合わせ

住民課 消防環境係 ☎33-2116

7月の各種相談のご案内

心配ごと相談

	民生委員	弁護士
開催日	11日(月)	21日(木)
時間	午前9時～ 正午	午前10時～ 午後3時
場所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

心の健康相談

開催日	1日(金) ※予約制
時間	午後1時30分～3時
場所	県南保健福祉事務所
お問い合わせ・ お申し込み	県南保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎0248-22-5649

5月の町内交通事故発生状況

区分	今年	昨年	増減
件数	11	6	5
死者	0	0	0
負傷者	14	8	6

5月の町内街頭犯罪発生状況

対象犯罪	今年	昨年	増減
空き巣	0	0	0
忍び込み	0	0	0
車上ねらい	0	0	0
自動販売機ねらい	1	0	1
自動車盗	0	1	▲1
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	0	6	▲6
計	1	7	▲6

棚倉警察署調

棚倉町農業委員会委員一般選挙

任期満了に伴う町農業委員会委員一般選挙の日程等についてお知らせします。

▶立候補届出等説明会

日 時：6月22日(木) 午前10時～

場 所：役場正庁（3階）

▶立候補届出事前審査

日 時：6月30日(木) 午前9時～

場 所：役場正庁（3階）

▶告示日（立候補届出日）

日 時：7月5日(火)

午前8時30分～午後5時

場 所：役場正庁（3階）

▶投票日

7月10日(日)

▶立候補できる方

①町内に住所を有する方

②年齢が満20歳以上の方

③10アール以上の耕作業務を営む方及び同居の親族、配偶者等で、欠格者以外の方



▶お問い合わせ

町選挙管理委員会 ☎33-2111

高齢者の就業支援事業のお知らせ

社団法人福島県シルバー人材センター連合会では、国の委託を受けて「シニア就業支援プログラム事業」を実施しています。

この事業は、高齢者が就業する場合の年金や税金、健康等についてのセミナー、実際の職場見学・職場体験、社会参加のための有意義なボランティア体験、また就職のためハローワークと連携して職業相談を行う合同面接会の開催など総合的に行います。

55歳以上の方なら、どなたでもすべて無料で参加できます。

日程のご案内や資料の送付のためには、登録が必要ですので、福島県シルバー人材センター連合会までご連絡ください。後日、登録票が送付されます。

▶お問い合わせ

社団法人福島県シルバー人材センター連合会

(福島市栄町10-21 福島栄町ビル8階)

☎024-521-6081



国際環境規格 ISO14001取得